# 紙からWebへ！ Web問診を導入しました

スマホ　タブレット　パソコン

保健事業部では、人間ドック・健康診断（施設内）をご受診の方に、Web問診システムをご利用いただけるようになりました。
従来の問診票（紙）への記入ではなく、あらかじめインターネットで問診に回答する方法です。

ご利用の前に**「アカウント登録」**が必要になります。
ご受診前にお届けする検査キットが入った封筒に、ご案内のリーフレットを同封しております。
記載された手順に沿って、アカウント登録をお願いいたします。
2026年4月からは、紙の問診票を廃止し「Web問診」に移行する予定です。
**「Web問診」**をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

**スマホ・タブレット**は
コチラから ▶

**パソコン**からは▼
https://www.seirei.or.jp/hoken/Srequest/Home/Login

- 設定したアカウントIDとパスワードは毎年使用します。お忘れにならないようお願いいたします。
- 2026年3月までは、Webまたは紙の問診票どちらもご利用になれます。
- 特殊健康診断など一部Web問診対象外の問診票もあります。同封の受付票をご参照ください。

**対象施設**　聖隷健康診断センター / 聖隷健康診断センター東伊場クリニック / 聖隷予防検診センター / 聖隷健康サポートセンター*Shizuoka* / 聖隷静岡健診クリニック

**Web問診・アカウントに関するお問合せ**
専用ダイヤル　☎ 0570-550-216
▶受付時間（祝日除く）…月～金曜日　9:00～12:00、13:00～16:00





# 健康診断結果に基づく事後措置は「努力義務」への対応が効果的

聖隷労働衛生コンサルタント事務所　桑原　聖子

労働衛生管理の3管理のひとつ、健康管理では健康診断の実施が事業者に義務付けられています。
現在、健康経営®推進のために注目されているのは『努力義務』への対応です。
健康診断の事後措置について確認してみましょう。

## 健康診断の流れ

義　務　努力義務

健診実施 ▶ ●結果の通知 ●労基署報告 ▶ 事後措置（●意見聴取 ●就業判定 ▶ ●保健指導 ●受診勧奨）▶ 結果の保存

**事後措置のポイント**

- **義　務**　**産業医の意見聴取・就業判定**(労働安全衛生法第66条の5)
  異常所見のある労働者の健診結果について産業医に意見を仰ぎ、事業者が就業上の措置を決定
- **努力義務**　**保健指導・受診勧奨** (労働安全衛生法66条の7①)
  特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師・保健師による保健指導を行う

### 努力義務：保健指導や受診勧奨は必要？

異常所見を放置することで疾病の重症化や欠勤、離職など、結果的に事業所の生産性が低下する恐れがあります。
専門職による保健指導で、受診勧奨や生活改善へのアドバイスを行うことが病気の予防や早期発見につながります。
事業所として大切な従業員を守るために、**健康診断は実施した後の対応が重要です。**

## 支援事例:A社様

**定期健診後、聖隷保健事業部の保健師による健康相談を実施している取り組み**　※支援は保健事業部で健診を実施した場合に限ります

事業所
保健事業部

健康診断実施 → 健康相談の日程調整 → 健康相談実施 → 実施後ご報告

- 健診集計結果より保健指導対象者※を抽出
  ※事業所ご担当者様からのヒアリングをもとに、精検対象者など重症化ハイリスク者を中心に、特定保健指導とは対象を区別して実施。契約により、ストレスチェック後の相談もお受けします。
- 保健指導対象者リストを作成
- 産業医と保健師が連携して保健指導を実施 こころとからだの問題に対してアドバイス
- 産業医（保健事業部）との情報共有

**実施後の効果**　従業員の精密検査に対する意識が向上。精密検査を受診する風土が醸成され、60%台だった精検受診率が80%以上を維持。

**事業所ご担当者様より**　「従業員の健康に関して相談できる専門職が身近にいるため安心です」

保健事業部では保健師による健康相談や、従業員向けに受診勧奨のためのツールなどの提供も行っております。

**労働衛生・産業保健に関するお問合せ**
**聖隷労働衛生コンサルタント事務所**
● 労働衛生担当　☎ 053-475-1229　● 産業保健担当　☎ 053-473-5529
▶受付時間（祝日除く）…月～金曜日　8:30～17:00

※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。